

大和市明るい選挙推進協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、民主政治の基礎である選挙が、明るく正しく行われるように明るい選挙について、総合企画及びその推進を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、大和市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を大和市選挙管理委員会事務局内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙運動についての企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 明るい選挙についての啓発宣伝に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に関して必要と認められること。

(組織)

第4条 協議会は、委員50人以内とし、次に掲げる団体から推薦された者、学識経験者及び公募により選出された者をもって組織する。

- (1) 大和市自治会連絡協議会
- (2) 大和市交通安全対策協議会
- (3) 大和市PTA連絡協議会
- (4) 大和市教育委員会
- (5) 大和市民生委員児童委員協議会
- (6) JAさがみさわやか倶楽部
- (7) 社会福祉法人大和市社会福祉協議会
- (8) 大和・綾瀬保護司会大和地区会
- (9) 大和市シニアクラブ連合会
- (10) 大和市母親クラブ連絡協議会
- (11) 大和市人権擁護委員会
- (12) 大和市青少年指導員連絡協議会

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、後任者が就任するまで在任するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 団体から推薦された委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該団体から新たに委員の推薦があった場合には、その日をもって前任者の任期は終了したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(企画検討部会)

第8条 協議会に事業の企画検討を行うため、企画検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員の中から選出された者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

4 部会員の任期は、委員の任期とする。

(経費)

第9条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、大和市選挙管理委員会の事務局職員をもって充てる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年12月1日から施行する。

大和市公明選挙推進協議会規約は廃止する。

附 則

この規約は、昭和43年3月13日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。